

## 「市民参加条例」策定に係るワークショップ～市民参加の考え方と現状の課題 Cグループの討議結果のまとめ～

メンバー：青木(有)さん、池田さん、石塚さん、渋田さん、中村さん、益永さん、村中さん、石井さん、久永さん、柳下さん、三浦さん、岸田

### 1. 基本的考え方

#### 【今回の市民参加条例検討に際して考慮すべきこと】

- ・新しい施策、計画策定の際には、市民の意見をきちんと把握するシステムを、市民参加条例に盛り込む
- ・市の政策形成過程において市民が参加する権利、市民意見をきちんと反映できる仕組みを担保する
- ・現在ある市民参加のどの手法も市民の意見を深めるプロセスが大切

#### ※市民参加／行政参加（村）

- ・「市民参加」という言い方は、行政側から見たもので、行政が主体的に行なっている運営に市民を参加させる、そのためのシステムを条例で定めていくよう感じます。しかし、市民から見たら、本来自分たちがやるべき事に主体的に参加するために行政がどのような考え方、対応、システム等を守ってくれるかになる（行政総務課の職員曰く、それは『行政参加』）。
- ・市民が主体で地方自治体の運営が行われるのは当たり前の事。主役であった市民が脇役になってしまった現状を変えていき、どのように市民が関わっていくかで市民主体の行政が行われるのか、最も自治基本条例の中で重要なテーマ

⇒行政参加条例としても良いのではないか（石）

#### ※自治基本条例の「市民参加」の条項に新たに盛り込まれた「条例・政策の策定、改廃、運用・実施、評価の過程に参加すること」を今回の条例の理念にきちんと織り込むこと（青）

- ①平成 15 年に策定された「基本方針」では、市民参加は当時の制度の範囲で、行政の立場から「市民参加機会の拡充」「市民が参加しやすい市民参加システムの構築」を目指すものでした。
- ②しかし、市民意識と活動が以前とは大きく異なり、向上・発展している現状があり、またそれに伴い自治基本条例が制定・施行されました。
- ③その状況を踏まえて、市民が市政の主権者として市政の政策決定等の過程に参加すること、またそれを市民の権利として保障することをこの条例の理念として明示する必要があります

#### ※市民が参加し、意見を出し、議論して政策形成を行うこと（青）

- ①「基本方針」では、これまで市のシステムとして用意されているパブコメや意見交換会等について、市民の参加を拡充する、また市民が参加しやすいようにすることが中心でした
- ②しかし現在求められている市民参加は「市民が主権者として参加」することですから、その前提としての情報共有の充実・改善はもとより、条例・政策の策定、改廃、運用・実施、評価の過程に参加すること（市民が参加し、意見を出し、議論して政策形成を行うこと）を「市民参加」の重要な内容とすべき
- ③それは、これまでの例（市民活動推進条例、自治基本条例、新しい地域コミュニティ制度の立案）が行政中心で、あるいは市民参加を得ながらも最終的には行政主導で最終のまとめが行われ、参加した市民に大きな不満を残し、実情に合わない制度設計がなされたことへの反省からの意見です（青）

### 基本的考え方

#### ※従来の市民参加制度の改善事項（青）

- ①情報開示・公開の充実
- ②会議情報の開示
- ③会議の公開原則の充実
- ④パブコメやアンケート実施要領改善
- ⑤市民参加による検証
- ⑥その他

#### 【基本原則】

- ・市民が主権者、市民主体で自治を行なうことが原則（村）
- ・市民と行政は対等ではない。市民が主役
- ・行政の持っている情報を市民と共有し、市民が積極的に関わる仕組みや場を柔軟に広範にその自治体に合ったように独自に作っていく（村）

#### 【行政の責務】

- ※今回の市民参加条例において市が当初想定した内容とスケジュールでは、参加した市民の納得が得られず、検討方法・内容を大きく変えざるを得なくなっている。これを十分考えるべきです（青）
- ①政策の構想段階を含め早い段階で市民にその情報を開示し市民意見を聴取する。（自治基本条例・新しい地域コミュニティ制度・市民参加条例の策定を検討している等の情報）
  - ②政策検討の具体的なプロセス・スケジュールを、新しい市民参加の条件を満足させることができるように、時間の余裕を持って設定すること
  - ③行政中心にまとめた政策案について意見を求めるだけでなく、政策検討の段階から市民の参加を求める
  - ④行政職員と市民が参加した検討組織づくり、また検討組織への市民参加を充実させること
  - ⑤関係者の議論で新しい政策内容や案をまとめる
  - ⑥学識経験者や講師、検討会議のファシリテーターなども、どのような人や業者を選ぶかについて、市民参加（市民意見の尊重）で進める

・市政運営に市民の声を直接反映させる機会の保障（益）

・計画等の策定期間が決まっている中で、事前によくプロセスを検討する

・職員は市民参加の大切さを認識し、どのように業務に取り込むのかを考えていく

・市民の関わり方を最初に検討する必要がある

・市民から参加しても無駄と思われないことが大事。そのための工夫が必要（池）

・市民と行政が議論をつくせる手法、場の検討が必要

・計画等の策定期間に余裕をもつ（計画変更できる余裕を）

・行政は、市民意見をきちんと反映することを担保する（石）

・計画等の進ちょく管理・評価段階での市民参加が弱い

・市民の意見がどう反映されたかわからない

基本的考え方	<p><b>【参加の実施時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の企画立案等をしようとするとき、および、事業を実施する段階（益）</li> <li>・事前手続きを基本とする（益）</li> <li>・複数の市民参加手続を義務付ける（益）</li> <li>・実施の周知は広報ちがさきを基本とする（益）</li> </ul> <p><b>【参加の対象事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①基本構想や基本計画など市政の基本的事項を定める計画の策定または変更（益）</li> <li>②市政運営上の重要な条例（市民に義務を課しましたは権利を制限する条例）、公の施設の利用方法に関する条例など制定、改廃（益）</li> <li>③大規模は市の施設に関する計画等の策定または変更（益）</li> <li>④市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃（益）</li> <li>⑤軽微なもの、緊急を要するもの、金銭の徴収に関するものなど（益）</li> <li>⑥以上のほか、市民参加を行うことが適当と認められ市の政策の立案等（益）</li> </ol> <p><b>【議会の市民参加対象事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な計画に類するもの（議会改革も関する基本的な計画や推進計画等、重要な条例等【定例会、議員定数、委員会、会議の等の運営などに関する条例などが想定される（益）】</li> </ul> <p><b>【市民参加の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の市民周知、市民参加の成果を市民が身近に実感できるような参加事例を工夫しながら、運用側の習熟と市民の参加を積み重ねながら市民自治のまちづくりが実感できることをめざす（益）</li> <li>・市民がアクションを起こしたい時、いつでも市民参加ができる仕組みづくりが必要ではないか。新しい参加の考え方を議論する必要がある（村）</li> </ul> <p>①市民参加手續（益） 市民参加手續設定にあたって行政の裁量を排除する 市民参加手續の改善提案制度の導入</p> <p>②政策形成手續（益） 審議会等、公聴会、意見交換会（フォーラム、ワークショップ、シンポジウムなどを含む）、説明会など、主として対面式による意見交換会や合意形成、意見調整などの機能をもつもののほか、これらに類する手法も候補として想定する</p> <p>③市民意見提出手續（益） 市民参加手續と行政手續の両者で共通するものとして、意見提出手續の対象事項のうち、重要な条例の制定等については市民参加条例が、また、規則制定、審査基準設定等については行政手續条例がそれぞれ規定するものとする</p> <p>④参加手法の組み合わせ ベストマッチングシステム 「政策形成手續」と「市民参加意見提出手續」との両方を必ず実施することを義務付ける</p> <p>ア 市民の市政運営に参加する権利の保障 イ 市民参加の実質化の観点（幅広い市民の意見をバランスよく反映する）</p> <p>また、市政運営上の基本的な事項に関する政策については、複数の政策形成手續の実施を義務付け、大きな市民参加の実施を意図する</p> <p>⑤市民政策提案制度（益） 市政への市民の参加の仕組みとして設ける①市民から市に対して政策の提案をする制度と、②市から市民に対して具体的な政策案を募集する制度の2本立て</p> <p>ア市民からの政策提案制度 ・18歳以上の市民10人以上の連署により具体的な政策の提案ができる。これらの条件を満たした提案は、一定の手続きに基づく検討後、3ヶ月以内にその結果を公表する。 ・市が市民性宅提案を採用しなかったとき、提案者は『市民参加推進会議』に異議申し立てができる（我孫子市）</p> <p>イ常設型住民投票制度 広く市民の意思を聞くことを保証する</p> <p>ウ市からの政策提案制度 市が市民から募集する政策提案は、内容によってそのつど提案者や人数要件などの提案条件を定めて行うこととなる</p> <p><b>【市民参加にかかる権利侵害に対する救済措置】（益）</b></p>

	<p><b>【情報提供のあり方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対するわかりやすい情報提供を十分に実施</li> <li>・今まで、行政にとって都合の良い形、内容で情報を市民に提供。市民が本当に知りたい情報が説明されていない</li> <li>・行政のもっている情報は、もともと市民の情報である</li> <li>・情報をどの段階で出すか。庁内における新しい取り組みについて、その企画段階、構想段階（未成熟段階）の情報を市民に出せないことは、本当に妥当な判断か ⇒新しい取り組みなど、行政が考えていることを市民に提供・情報共有し、それに基づいて市民が意見を出せる場が必要 ⇒関係各課で意見の相違がある場合、方針の違いを併せて市民に情報を提供してはどうか</li> <li>・計画等の進ちょく管理・評価段階、また事業計画段階において、市民の本当に知りたい情報と行政からの情報に格差がある</li> <li>・庁内で活用している評価のためのシートは良いとして、記載する内容に不足があるのでは？ 内容、評価、実施したこと、課題の記載があいまい ⇒どのような理由で、計画に位置づけられた施策が進行していないのか、情報開示し、市民と共有してはどうか。できていない事情が納得できれば、市民も協力できる</li> <li>・議会側もきちんとした情報開示をしていく。</li> <li>・職員の責務として、自治基本条例の第11条～15条を職員がもっと認識するべき（久）</li> </ul> <p><b>【情報共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず自治会に説明があり、次に関係団体、最後に問題意識のある市民になる。問題意識のある市民は学習もしているので、情報の少ない自治会と意見が合わないことが少なくない（池） いつもこの順番なので、問題意識のある市民は常に後追いで意見をいうことになり、反目しているような状況になる 早くから情報共有できていればこのような構図にならない 情報は早い段階で共有したほうがいい</li> </ul>
--	---

## 2. 市民参加の方法・仕組み

市民参加の段階 市民参加手法等	計画等の策定			計画等に基づく事業実施 進ちょく管理・評価
	ステップ1 ※市民ニーズや現状把握	ステップ2 ※計画策定等に向けた検討	ステップ3 ※計画案等の策定、公表	
[手法1] アンケート方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在化している市民の声をどのように顕在化するか</li> <li>アンケートの目的、活かしが明確でないまま実施される</li> <li>郵送で行う場合は回収率が低くなる傾向がある（益）</li> <li>単なる意識調査にしかなっていないのに、行政に都合のよい説に使われる（池） 例) 茅ヶ崎市の「市の木」（アカシア）に賛成、反対と質問項目があるが、特定外来生物であること、「アカシア」に決めた経緯など、説明が不足している。アカシアで「現状のままでよい」が多く、「市の木」変更の根拠にならなかった（池）</li> </ul> <p>・ <b>作為的に質問票が作成され集計される</b>  <b>⇒市民がアンケート作成のメンバーとして参画する</b>システムが必要  <b>⇒自由意見欄をきちんと分析</b>  <b>⇒市民参加で課題提案し、その上でアンケート実施</b>  <b>⇒質問の意図、背景、現状などアンケートに入れる（池）</b></p>			○
[手法2] ヒアリング方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>場所・時間の調整などの確認が必要であり、内容や時間にも制限がある（益）</li> <li>行政はヒアリング先を恣意的に選定できる</li> <li>⇒各種団体や市民と行政との交流を深めるきっかけづくりといった副次的效果を有効に使う（三）</li> <li>⇒市民が参画して、ヒアリング先を選定する</li> <li>⇒市民が市民にヒアリングする方式もある</li> <li>⇒市民参加で課題提案しその上でヒアリングを実施</li> </ul>			○
[手法3] モニター方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課の個別項目をモニターしているため、課題に内容が断片的となり、他の関連した課題との連携が無い</li> <li>幅広い層の意見を聞くことに留意する（益）</li> <li>マニターのマンネリ化を防ぐ必要がある（市内に勤務する市外居住者などのモニターとしての活用も検討すべき）（三）</li> <li>意見の反映が見えない</li> <li>手順と方法が不明確</li> </ul> <p>⇒市民参加で課題提案しその上でモニターを実施  ⇒行政の関連した課題をしっかり職員が把握し、情報共有すること  ⇒モニターした課題に関する会議への出席も可能にしたらどうか（三）</p>			
[手法4] パブリックコメント			<ul style="list-style-type: none"> <li>新しいパブリックコメントの仕組みが必要  <b>⇒セミプロ市民が参画してパブリックコメントに出す案を作成する</b>  <b>・期間が短い。自分の意見がどう扱われたのかがわからない。</b>  <b>・市民生活に及ぼす影響など情報提供が十分でない</b>  <b>・意見の取り扱い方が重要</b>    <b>⇒とりまとめの段階では、市民も主体的に関わることのできる場を設けることが必要</b>  <b>例：環境基本計画の策定の際はパブリックコメントの回答案を審議</b> </li> </ul> <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の声を聞いたアリバイづくりかもしれない。行政は限られた期間にパブコメをこなすのが精一杯で、どうあるべきか考える余裕がないのではないか（益）</li> <li>軽い意見は採用されやすいが基本理念など重い意見は100%採用されない。重い意見を出すのにふさわしくない（益）</li> <li>現状では多くの市民はPCを知らない。独学でも理解は難しい（益）</li> </ul> <p>⇒行政では得られない情報／意見の収集 セミプロ市民の意見を積極的に聞く運営が必要。そのために該当分野のNPOに中間案と意見交換などを行う工夫が必要（益）  ⇒行政の情報公開／情報共有と市民の行政の意思形成過程への参加 もっと早い段階で市民が政策形成に関われる新制度の創設が求められる（益）  ⇒市民の政治／行政学習機会の提供 もっと市民に内容を説明する機会を設けて意見</p>	

			<p><b>を求める（益）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会としての実施もしやすい仕組みが必要（三） ⇒パブリックコメント制度とは別に、もっと早い段階で、市民が政策形成に関われるようなパブリックコメントに準じた制度の導入が必要（三）</li> <li>⇒市が手續不要と判断した案件についても市民からの希望に応じて実施できる制度の検討（実施が義務づけられていない施策でも「意見提出を求める申出」があった場合に一定の手続きにより必要と認める場合にパブコメを実施する制度の創設）（三）</li> <li>⇒市が手續不要と判断した案件について、なぜ手続き不要としたのか、市民が検証できるシステムが欲しい（中）</li> <li>⇒金銭徴収事項の適用除外の再検討（三）</li> </ul>		
[手法5] 作文・イラスト、アイディア等 の募集方式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントのための手法になっている</li> <li>・子どもに参加してもらい、まちづくりに関心を持ってもらうことは重要</li> <li>・市民意識を掘り起こす点では、重要な手法だが、その結果が市民にフィールドバックされていない ⇒目的として市民の思い、行政の考え方などをしっかり市民に知らせる、そのためには市民参加で行なう必要がある。</li> <li>⇒フィールドバックを行なう。決めた経緯を書く、説明の仕方が重要 例：市の鳥</li> </ul>			
[手法6] シンポジウム、フォーラム方式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人の意識を高め、共通認識をもつことができ る反面、一過性の知識に終わることもある（益）</li> <li>・行政の都合の良いように利用している（講師選定）</li> <li>・市民の賛同を得ていくプロセスが大切 ※賛成、反対意見をすりあわせるプロセスが大切 ⇒市民が講師を選ぶシステムをつくる ⇒序内会議メンバーが出席しパネラーとなる ⇒市単独での開催はせずに、原則としてNPO等と共に 催する（三）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が出席し内容を市民と共有してほしい。 ⇒職員が自分の意見を発言してほしい。</li> </ul>		
[手法7] 公聴会、説明会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者の意見を計画策定に反映させる担保 が必要（三） ⇒形式的な会議運営にならないように運営側 に関連の審議会等も入る仕組みをつくる (三)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人の意識を高め、共通認識をもつこ とができる反面、一過性の知識に終わるこ ともある（益）</li> </ul>		
手法8 審議会、策定委員会	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議とは名ばかりで、既に決まったことの報告が多い</li> <li>・公募と言いながら、行政が頼んでやりやすい人を入れている 環境審議会の例（通常）</li> <li>・現状の課題などを検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識等の役割が明確でない、時として行政 の言いなりにするために存在する人もいる  ・課題の解決方法としての施策等を提案する ・関連する計画等の説明を審議会の中で聞き、 審議会としての意見を出し検討してもらう ・関連する施策について、環境審議会として、 検討し、必要ならば、意見書を市長に提出する  ・府内との整合性を図るために、関係課との意 見交換を行なう  ・回数が決まっているため緊急課題について 審議できない。報告になりがち（池） ・学識は市外からの委員が多く、市内の事情 を理解していない（一般論的）（池）  例）みどり審議会は8人中4人が学識。全員 が市外在住（池）  ⇒緊急課題に対しては現地で説明するなど、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募の市民も勉強するためではなく、自分 で積極的に市政の内容を知る努力が必要</li> <li>・必要ならば、審議会で審議し、審議会とし てパブリックコメントを出す、個人として 出す</li> <li>・パブリックコメントの回答について審議会 での意見を出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等の進ちょく管理・評価段 階での市民参加が弱い ・評価は審議会の付属機関として 専門委員会を市民参加で設置 し、行なう</li> </ul>

審議委員に対しても丁寧な説明が必要。また自由な発言ができるようにしてほしい（池）  
⇒関連する審議会で情報の交換ができるようなシステムが必要（池）

- ・市長の諮問により、調査審議して市長に答申するあるいは意見を述べるもので会議自体の決定権限がない（益）
- ・審議会が翼賛機関となってしまうことがある。審議会が出した方向性が行政から見てふさわしくない方向である場合であっても、これは望ましくない（益）  
⇒審議会で協議された方向性に従って事業を実施できるように各部署と業務のすり合わせを行える仕組みにする。
- ・予算の関係から回数が決められて予定された日程で予定された落としどころにもっていかれてしまうのでは審議会の存在意義が問われかねない（益）  
⇒予算にしばられない会議運営は可能か？
- ・委員の選考に問題があり活性化が図れない場合がある（益）  
⇒委員の選考過程に市民が参加するしくみ。公聴任命 комиссиョナー制度を参考にする
- ・審議会の目的の共有や役割が明確化が図られず、あるいは表面的な意見表明で終わってしまうことがある（益）  
⇒深い議論のために審議会の目的の共有や役割の明確化を図るため、正式に審議会が発足する前にレクチャー、事例紹介、それをふまえてのブレーンストーミングによる意見交換を行いある程度の信頼関係をつくる
- ・審議会委員の選出に問題がある（益）  
⇒委員選出の方法においても、学識、業界、地域代表など職名依頼に偏らないものとすべき。よりその分野に精通しているあるいは現場に近くその審議の結果に影響をうける人々の代表を組み入れるべき

⇒附属機関と附属機関に準ずる機関の位置づけを明確にする（三）  
⇒審議会の建議機能を積極的に活用できる仕組みづくり（三）  
⇒準ずる機関の運用や報償費のルールづくり（三）

- ・情報の共有化ができていない。審議会にも他の課の職員をなかなか呼ぶことができない（久）  
⇒職員の意識改革が重要である（久）

<b>手法9 ワークショップ方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政側のスケジュールを優先させない、進め方は合意形成が不可欠</li> <li>会議のコーディネーターを設置する場合は十分な知識と経験を有する、茅ヶ崎市での実績を考慮すること。中立的な立場でコーディネーターを。</li> <li>進行の工夫や話し合いを仕掛けけるテクニックなどの力量が必要。成果の生かし方が・・・(益)</li> </ul>			
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例を学ぶ機会や学識経験者による講演会の設定を</li> <li>話し合いに参加する以上は市民自身も成長していくことが重要</li> <li>市民討議会についても議論しては</li> </ul> <p><b>【要望書(市民からの提案)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回答が遅い(1ヶ月以上かかる)</li> <li>回答がずれている(パブコメも同様)</li> <li>要望の内容について真剣に検討した結果という実感がわかない</li> <li>要望しても叶うことがなく、市民は「あきらめ感」だけが残る</li> </ul> <p>⇒市民側に立つ職員を増やす ⇒課題解決に向けて、市民と職員と学習する場が必要 シンポジウム、説明会など職員と市民と一緒に企画 (池)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>いつも最後は総合的な判断と言うが、総合的な判断の根拠を示す必要がある</li> <li>市民が協力したいと思う施策を示すことが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針で示されていない市民が主体の市民参加の方法を記述する</li> <li>計画・条例の評価や行政監査への市民参加も必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進ちょく管理ができるていない</li> <li>PDCAサイクルが機能していない</li> <li>担当職員が異動になる、あるいは係が違うと計画書を見ない。無関心</li> </ul>

ゴシック体：第6回ワークショップでの意見

斜体：第7回ワークショップでの意見

網掛け：村中さんの修正

丸ゴシック体：第8回ワークショップでの意見

丸ゴシック体：各メンバーの意見（第9回～）

## 村中さん記

### ○審議会の役割について

- 審議会は、諮問・答申だけでなく、関係する施策について提言や意見書等の提出や専門委員会等の設置、進行管理・評価にも主体的に関わるべきである。

審議会が必要ならば市民の意見を聞く場を設けるとか、条例等の場合は市民に十分知ってもらうため、意見交換会などを実行するようにする。

### ○審議会等の設置要綱について

- 公募のあり方、女性の登用、専門的知識などについて、改善が必要。公募の市民の選考には前審議会メンバーが関わる等、市民参加が出来るようにする。
- 審議会の権限については、後退ではなく、どこまであるか、権限をしっかりと明記すべきある。
- 審議会間の連携が出来るよう、明記すべきある。
- 各基本計画と審議会の関係を整理し、各審議会の整理・整合を図る必要がある。
- 各計画や条例の策定に関しては、どのように行政も市民も責任を持って策定に関与するか、システムを構築する必要がある。

### ○施策の評価への参加の仕組みを構築する…予算の公表と提案権、計画・条例等の評価、事業仕分けへの市民参加、行政監査への市民参加等

### ○広く市民に最終的な段階で意見を聞く場合…・住民投票

### ○議会への市民参加

### ○市民が独自で行なうもの…・市民提案、政策提言、市民主催の説明会や意見交換会、学習会等

### ○行政と協働して施策を推進するための市民団体…・環境市民会議ちがさきエコワーク（環境基本計画に位置付け）

名前を変えたい！「市民参加」

「市民参加」とはどういう意味だろう。

今行なわれている「市民参加条例」策定のためのワークショップでもたびたび市民と行政側が示す「市民参加」の意味合いが異なり、それが生じています。

「市民参加」という言い方は、行政側から見たもので、行政が主体的に行なっている運営に市民を参加させる、そのためのシステムを条例で定めていこうというように感じます。

しかし、市民から見たら、本来自分たちがやるべき事に主体的に参加するため行政がどのような考え方、対応、システム等を守ってくれるかになります。行政総務課の職員と話した時に、「それは『行政参加』ですよね」と言わされました。どちら側から見た条例を作るかによって、条例の豊かさが違ってくるように感じます。自治基本条例は市民案では市民の目線から条文案が作られていました。それが行政によって修正され、行政側の立場での自治基本条例になってしまいました。自治とは本来市民のものであるわけですから、今回はぜひ市民の立場での条例策定にしたいと思います。

自治基本条例が施行され、曲がりなりにも茅ヶ崎市では「市民が主権者、市民主体で自治を行なうことが原則」として謳われました。本来、市民が地域のコミュニティを形成し、自分たちで地域を動かしていくことが自治です。地域の人口が増え、近代的都市となり、全ての人が参加して、自分たちで治めることは難しくなりました。そこで、地方自治体としてのシステムができ、私たちは税金を払って、選挙で選ばれた市長とその付属機関としてある行政（職員）に、代わりに私たちができないことを行なってもらうようにしました。それを市民の代わりに監視し、必要な施策を行なわせるのが議会です。

だから、市民が主体で地方自治体の運営が行なわれるには、当たり前の事です。主役であった市民が脇役になってしまった現状を変えていき、どのように市民が関わっていくかで市民主体の行政が行なわれるのか、最も自治基本条例の中で重要なテーマです。

行政の持っている情報を市民と共有し、市民が積極的に関わる仕組みや場を柔軟に広範にその自治体に合ったように独自に作っていく、そのための施策が、現在行なわれている「『市民参加条例』策定に係るワークショップ」のはずです。

そのワークショップは、最初8回のみを行ない、その後その意見を行政が整理集約し、条例案を作成し、議会へ報告し、パブリックコメントを行ない、議案として議会に出し、施行となると言うスケジュールでした。市民が関わるのは、ワークショップ（意見の蓄積がむずかしい）とパブリックコメント（ほとんど市民意見は取り入れられない）のみで、担当はワークショップ参加の市民から異論が多数出たにもかかわらず、多くの市民が関わられるのだから絶対この方法で市民参加条例を作ると言っていました。

しかし、周知が行きわたっておらず、ワークショップに参加する市民が増えるわけではなく、また参加市民に対しての資料も十分ではなく、市民参加条例を作る体制ではありませんでした。今年度4月からは事務局が新体制になり、市民の合意で条例案を策定したいと言うことになり、14回までワークショップが伸びましたが、期待したスケジュールはまだ不透明です。市民自治推進課の内部で作成した資料でさえ整合性が取れていない状況は、市民参加を議論する以前の職員の仕方に起因することである。市長が認めた職員の意識改革が早急に行なわれ、有効な市民参加の時間を共有したいと願うばかりです。（村中恵子）

---

#### 《審議会の公開》 委嘱式は傍聴できるか？

6月1日、環境審議会が開催された。傍聴者が4人おり、審議会が始まる前に来ていた。今回は審議会委員が改正になり、初めての審議会のため、市長から委員に委嘱が行われ、会長・副会長が委員の互選で選出される。今までの約定規の行政慣例では、審議会は会長が選出された後が審議会としての審議が始まるので、それからを公開するとされていた。しかし、審議会は、原則公開で市民が傍聴することで困ることがない限り、非公開とする理由はないはずである。そこで、数年前、審議会が始まる前、市長に「傍聴者が会長選出の前に行なわれる委員の自己紹介から聞きたいと言っているので、最初から傍聴させてほしい」と直訴したところ、「公開しても何の支障もないのだから、そうしましょう。」と事務局に指示された。ぐずぐず言っていた事務局も市長の一言で公開となった。決断はありがたいことである。その時から環境審議会は最初から公開してきた。職員は異動し、今回また審議会は一部非公開となることになった。事前に気がついて、公開にするべき、環境審議会としてはずかしいと事務局に伝えた。

当日は「事務事項」であると、委嘱式のみが非公開となり、4人の傍聴者は委嘱式と市長の挨拶を傍聴できなかった、はずであったが、委員の遅刻者が3人もおり、会議が始まっているにもかかわらず、そのたびに委嘱式が行われた。傍聴者は、「私たちは外に出なくていいのか？」と言ったそうだ。市民は委嘱式を傍聴したいのではなく、どうしてその部分を非公開にする理由があるのか、納得できないし、また、市長が環境審議会に対してどのような考え方を持っているのか、知る機会も逸したことになる。

原則公開とは、非公開にする必然の理由がある時のみであろう。他の市民会議や検討委員会などでは、出席者の合意で、会議の最初から一緒に会議室に入り、発言をすることもできるようにしている。「行政は市民にできるだけ自分たちのしていることを隠したいと考えている」と思われることは、市民と行政の信頼関係が築けない。市民参加がより柔軟により広範にと考へるなら、堅苦しい行政の権威主義にとらわれず、審議会等の原則公開について府内で共通認識を持つ必要がある。早急に改善を求めたい。（村中恵子）

---

## 環境審議会 開催される

昨年から自然環境の保全に対して茅ヶ崎市のずさんな認識での業務が原因で、審議会の会長が辞任することになった環境審議会は新たに15人の委員でやっと6月1日、開催されました。新しい会長には、日本大学の長谷川 功教授が選出されました。今回は自然環境に関する前年度からの課題として、柳島汚水処理場取付道路工事、行谷のコア地域の自然環境保全、柳島キャンプ場の施設移譲などがありました。新しい委員の中には現場を知らない人が多く、議論にはなりませんでした。また、今年度から実施されている環境基本計画2011年版の進行管理やモニタリング、専門委員会の設置など、環境審議会が議論し、専門的な意見をまとめなければならないものは山のようにあります。

環境審議会は法的に設置が決まっている審議会で、委員は、一回の出席で税込1万円が支給されます。

よくある話ですが、今回の委員の自己紹介でも「～なので勉強させてください。」という人が何人もいましたし、事前に配布されている資料を読んできていないと思われない人もいました。

また、会議録の署名人と言われ、「署名は市民委員がすることではないのですか？」と言われた学識委員もいました。

環境審議会ですから、環境に関する専門的知識や自分の所属している団体等の立場での意見など、様々な考え方が必要な場だと思います。しかしそれだけではなく、全体的なまちづくりの施策の把握、市民活動の情報、市民参加のあり方などに目を向かないと、行政に必要な十分な意見や答申ができないと考えます。多くの税金を使っている審議会が形骸化せず、嫌われても行政の役に立つよう、委員の自己研修をぜひ行なってほしいと考えます。次回は自然環境のコア地域や太陽光発電の現場を見てから、審議会が開催されることになりました。(村中恵子)

## アロハビズ！女性職員はだれ？

東日本大震災後、節電のために各地で様々な工夫が行われている。その中で、環境省がクールビズの上を行くスーパークールビズが行われ、ポロシャツ、アロハ、ジーパン、サンダル等が着用されることになった。茅ヶ崎市はそのずっと前からアロハビズをしていたとして、フジテレビで取り上げられた。

男子職員が現れ、感想を述べた。所属部署と名前入りである。その後、女性職員が可愛いきれいなアロハを着て、執務しており、感想を述べた。彼女はただの「市女性職員」でした。どうして彼女の所属や名前はなかったのでしょうか？女性だから？そんなことは今の時代はないでしょう。バイトだから？嘱託だから？ 不可解で許せない映像だった。(村中恵子)